

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 26日

群馬県知事 あて

提出者 〒348-8508
住 所 埼玉県羽生市東5丁目4番71号
氏 名 曙ブレーキ工業株式会社
代表取締役社長 宮地 康弘
電話番号 048-560-1500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	曙ブレーキ工業株式会社 館林铸造所
事業場の所在地	群馬県館林市大島町字東部工業団地6012
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業（輸送用機械器具製造業）
②事業の規模	生産重量 9,319 t / 年
③従業員数	73名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	添付資料-1

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)												
添付資料-2												
産業廃棄物の排出の抑遏に関する事項		【前年度（令和4年度）実績】										
①現状	産業廃棄物の種類											
	排出量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		（これまでに実施した取組）										
②計画	【目標】											
	産業廃棄物の種類											
		（今後実施する予定の取組）										
①現状	排出量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	添付資料-1	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の分別に関する事項		（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）										
①現状	添付資料-3											
		（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）										
②計画												

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		【前年度（年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		【前年度（年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 （これまでに実施した取組）	1	1
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 （今後実施する予定の取組）	1	1
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	1	1
	優良認定処理業者への処理委託量	1	1
	再生利用者への処理委託量	1	1
	認定焼却業者への処理委託量	1	1
	認定焼却業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1	1
		（これまでに実施した取組）	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

産業廃棄物の種類	現 状		計 画		産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
	現 状	(kg)	計 画	(kg)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
シエルガラ	1,188,280	(kg)	1,176,397	(kg)	1,188,280	-	-	-	1,176,397	-	-	-
ショット砂	56,970	(kg)	56,400	(kg)	56,970	-	-	-	56,400	-	-	-
(鉱滓)ノロ	246,970	(kg)	244,500	(kg)	246,970	-	-	-	244,500	-	-	-
砂処理	1,045,190	(kg)	1,034,738	(kg)	1,045,190	-	-	-	1,034,738	-	-	-
耐火材	26,400	(kg)	26,136	(kg)	26,400	-	-	-	26,136	-	-	-
小 計	2,563,810	(kg)	2,538,172	(kg)	2,563,810	-	-	-	2,538,172	-	-	-
廃油	0	(kg)	0	(kg)	0	-	-	-	0	-	-	-
廃7r	6,650	(kg)	6,584	(kg)	6,650	-	-	-	6,584	-	-	-
木くず	3,550	(kg)	3,515	(kg)	3,550	-	-	-	3,515	-	-	-
汚泥	0	(kg)	0	(kg)	0	-	-	-	0	-	-	-
ガラス・陶磁器	0	(kg)	0	(kg)	0	-	-	-	0	-	-	-
蛍光管	0	(kg)	0	(kg)	0	-	-	-	0	-	-	-
合計	2,574,010	(kg)	2,548,270	(kg)	2,574,010	-	-	-	2,548,270	-	-	-

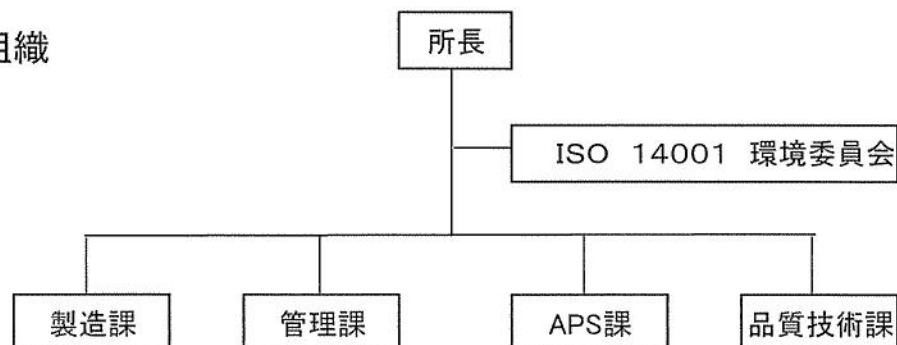
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

総括責任者	所長
廃棄物担当	管理係
役割	環境委員会
	廃棄物管理担当

環境委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理に関する検討 ○ 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
廃棄物管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育・啓発 ○ その他関係する事項

廃棄物管理組織



(2) 教育・研修

- 発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。
- 各ラインにおける廃棄物担当者を対象として、廃棄物の取扱いの研修を行う。

分別方法について

添付資料-3

No	分類	詳細内容	処理
1	鋳さい	エプロンショット	指定鉄缶容器へ
		シェルガラ	指定鉄缶容器へ
		ショット砂	指定鉄缶容器へ
		ショット粉塵	フレコン袋へ
		ノロ	指定鉄缶容器へ
		砂処理	指定鉄缶容器へ
		耐火材	指定鉄缶容器へ
2	汚泥	工場の排水溝汚泥	指定ドラム缶へ
3	廃プラスチック	ビニール、ナイロン、防塵マスク、皮手袋、プラスチック、ラミネート OHPフィルム、コピーカートリッジ、ボールペン、セロケース、ゴム 発泡スチロール、原料袋(ビニール)、掃除ゴミ	ビニール袋へ
		廃フレコン(原料袋)	指定置場へ
4	ガラス・陶磁器	破損ガラス・陶器	指定容器へ
5	金属くず	金属類・金属複合物(分解不可の物)・シリンダー・モーター	鉄缶容器へ
6	木くず	木製パレット	指定置場へ
7	鋳物系廃油	機械の廃油等(水、不純は不可)	ドラム缶へ
8	植物系廃油	食堂の廃油等	指定容器へ

※ 上記項目以外の物および判断できない物については、廃棄物管理担当に確認して下さい。

分別の目的： 環境問題が重要課題であり、その認識と社会的責任の達成を目指し、環境保全活動を全員参加で推進する。

また、産業廃棄物の削減と分別管理を徹底し、リサイクル化の推進を目的とする。